

不利益処分の処分基準

処 分 名	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止		
根拠法令及び条項	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 63 条の 2		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及 び条項	—	
	基 準	<p>1 保険給付を受けることができる世帯主が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しないとき。</p> <p>○同法第 63 条の 2 当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める。</p> <p>◎厚生労働省令で定める期間 1 年 6 月間</p> <p>◎その他政令で定める特別の事情</p> <p>1 世帯主がその財産につき、災害、または盗難にあったこと。</p> <p>2 世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。</p> <p>3 世帯主が事業を廃止し、または休止したこと。</p> <p>4 世帯主が事業につき著しい損失を受けたこと。</p> <p>5 1~4 までに類する事由があったこと。</p>	
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			